

事業計画書目次

[こども青少年局]

6款3項3目 親子保健費

(単位：千円)

計画書頁	事業名	28年度		27年度		増△減(28-27)		戦略	基本施策	新規拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債			
1	子ども・家庭支援相談事業	56,792	56,602	59,014	58,824	△ 2,222	△ 2,222			
3	育児支援事業	178,622	131,323	178,847	134,479	△ 225	△ 3,156	○		
5	乳幼児健康診査事業	705,677	701,971	743,704	743,704	△ 38,027	△ 41,733			
7	妊婦健康診査事業	2,462,626	2,445,610	2,482,123	2,481,865	△ 19,497	△ 36,255	○		
9	歯科健康診査事業	138,624	138,624	138,717	138,717	△ 93	△ 93			
11	先天性代謝異常症等検査事業	70,135	70,135	71,969	71,969	△ 1,834	△ 1,834			
13	視聴覚検診事業	40,870	40,870	40,600	40,600	270	270			
15	母子保健指導事業	78,935	70,903	80,746	73,946	△ 1,811	△ 3,043	○		
17	思春期保健事業	656	656	772	772	△ 116	△ 116			
19	不妊相談・治療費助成事業	759,146	386,153	793,820	400,795	△ 34,674	△ 14,642	○	○	
21	こんにちは赤ちゃん訪問事業	91,766	30,498	90,719	30,148	1,047	350	○		
23	妊娠・出産サポート事業	36,334	23,912	35,762	28,132	572	△ 4,220	○		
	計	4,620,183	4,097,257	4,716,793	4,203,951	△ 96,610	△ 106,694			

(様式②-1) 平成 28 年度 事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名		
6 款	3 項	3 目
子ども・家庭支援相談事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
28年度	56,792	0		190			56,602
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	59,014			190			58,824
増△減	△ 2,222	0	0	0	0	0	△ 2,222

歳出		24年度	25年度	26年度
予算	事業費	52,383	65,803	60,312
	市債+一般財源	16,077	15,592	60,121
決算	事業費	27,193	45,956	39,561
	市債+一般財源	14,505	45,823	39,454

歳出		29年度	30年度
予算	事業費	59,182	59,182
	市債+一般財源	190	190

方針に関する決裁 種別() (無)

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

「子育てに関する相談窓口」を市民にとってわかりやすい身近な区役所で開くことにより、情報提供だけでなく、児童虐待やDV問題に対し、迅速かつ的確に初期対応を行います。また、地域や関係機関との連携の中で、問題の早期発見につなげます。

- 1 事業目的
地域において子育ての不安を解消できるよう、相談事業を中心とした子育て支援推進事業を展開し、安心して子育てができる環境を醸成します。
- 2 実施内容
乳幼児期から学齢期・思春期までの子どもと養育者を対象に、基本的生活や発育・発達、性格・行動等に関する相談を行うとともに、相談内容に応じ子育て支援に関する情報提供等を行います。
- 3 事業従事者
各区福祉保健センターにおいて、次の市職員が従事します。
・保健師(正規) ・保育士(嘱託※) ・教育相談員(嘱託※) ・学校カウンセラー(嘱託※)
(※) 他課の別事業で予算計上。一部当事業の業務を兼務。
発達障害や不適切養育等の相談に迅速に対応できるよう嘱託心理職員を雇用(9区)

【 実績の推移・今後見込み 】

相談件数

	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度見込み	28年度見込み	29年度見込み
電話	14,514	13,914	12,979	12,121	14,500	14,500	14,500
面接	6,943	6,832	6,106	6,181	7,000	7,000	7,000
合計	21,457	20,746	19,085	18,302	21,500	21,500	21,500

【 事業費の内訳 】

(単位：千円)

	28年度	27年度	差 引	説明
報酬・賃金	55,913	57,669	△ 1,756	嘱託心理職員・看護職アルバイト
報償費	45	135	△ 90	研修講師
旅費	124	142	△ 18	
需用費	674	996	△ 322	周知用チラシ等
役務費	36	72	△ 36	
合計	56,792	59,014	△ 2,222	

【 事業開始年度 】

平成9年10月

【 根拠法令 】

横浜市子ども・家庭支援相談事業実施要綱
横浜市子ども・家庭支援相談事業実施要領

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	親子保健係
	近藤 政代	小田 繁治	吉村 昇

(こども青少年局 ー)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 3 目 子ども・家庭支援相談事業	所管課	子ども青少年局子ども家庭課				
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 横浜市子ども・家庭支援相談事業実施要綱・要領					
	目的 (事業開始の経緯)	平成9年10月に保健・教育・福祉の連携により、乳幼児期から学童期・思春期までの子どもと養育者を対象に総合的な子育て支援を行うための相談窓口として設置。					
	事業内容	乳幼児期から学童期・思春期までの子どもと養育者を対象に、基本的生活や発育・発達、性格・行動等に関する相談を行うとともに、相談内容に応じ子育て支援に関する情報提供等を行います。					
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		子ども・家庭支援相談相談件数(件)	20746	19085	18302	18500	
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度
		予算額		52,383千円	65,803千円	60,312千円	59,014千円
		執行額		27,193千円	45,956千円	39,561千円	—
		差▲引		25,190千円	19,847千円	20,751千円	—
		執行率(%)		52%	70%	66%	—
		人件費	一般職職員	0.5人	0.5人	0.7人	0.7人
			再任用職員				
	概算人件費		4,346千円	4,188千円	6,110千円	6,110千円	
総事業費		31,539千円	50,144千円	45,671千円	65,124千円		
増▲減		—	18,605千円	▲ 4,473千円	19,453千円		
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 保健・教育・福祉の連携により、乳幼児期から学童期・思春期までの様々な相談ができる身近な総合窓口として機能しています。					
	有効性	<input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 教育相談員や保健師、保育士が相談内容により、それぞれの専門分野の相談に応じています。必要に応じて職種間で意見交換等を行い適切な支援につなげるように調整します。嘱託心理職は、乳幼児の心理個別相談や精神発達に関する相談、養育者の臨床心理的な観点からの相談支援業務と幅広い活動を求められるため、高度な知識を要します。心理職のスキルアップをすることでより効果的な相談支援が可能になります。					
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 嘱託心理職について、実務研修等を実施し、スキルアップを図ることにより、相談の幅が広がり、より効果的な相談支援につながります。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 横浜市児童虐待対策プロジェクトで、子ども・家庭支援相談事業の充実という課題があげられており、外部意見に関わらず実施が必要な事業である。					
	自己評価	教育相談員や保健師、保育士が適切に養育者の相談に応じています。心理職を更に効果的に活用できるよう、人材育成をする必要があります。					
自己評価・今後の取組 (Action)	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 心理職の人材育成したうえで、相談対応にどのような効果があるのか、検証していきます。					

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】気候変動による環境変化への適応に	寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

「こども青少年局 こども家庭課」

事業名
6款 3項 3目
育児支援事業

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	3
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位:千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源	
28年度	178,622	29,793	16,960	546		131,323	
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	178,847	28,320	15,498	550	0	134,479	
増△減	△ 225	1,473	1,462	△ 4	0	△ 3,156	

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	130,724	133,751	147,988
算 市債+一般財源	75,059	113,967	112,667
決 事業費	102,000	125,661	142,423
算 市債+一般財源	82,157	106,889	100,018

歳出	29年度	30年度
予 事業費	180,917	182,229
算 市債+一般財源	131,773	131,018

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【事業の概要及び28年度実施内容】

不適切な養育及び児童虐待の防止のために、養育に過重な負担がかかる前の段階において、継続した訪問等による支援を行い、安定した養育を可能とすることを目的としています。

1 育児支援家庭訪問事業

(1) 対象者

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える妊婦及び養育者、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える養育者で、福祉保健センター長が本事業による支援を必要と認めたもの

(2) 実施内容

ア 育児支援家庭訪問員(嘱託員)による訪問

家庭内での育児に関する相談・指導及び養育者に対する身体的・精神的不調状態に関する相談・指導等

イ 育児支援ヘルパーの派遣(委託)

(ア) 支援内容 … 家事・育児に関する援助

(イ) 利用料金(1回2時間当たり)

a 生保・市民税所得割77,100円以下の世帯 … 0円(市費 4,850円)/回2時間

b 市民税所得割77,101円以上の世帯 … 500円(市費 4,350円)/回2時間(約1割負担)

(3) 過年度推移と今後の見込み

		H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	H26実績	H27予算	H28見込	H29見込
育児支援 家庭訪問員	訪問世帯数	591件	582件	515件	648件	639件	771件	844件	925件
	訪問回数	2,864回	3,191回	3,339回	4,135回	3,934回	4,527回	4,954回	5,432回
育児支援 ヘルパー	派遣世帯数	28件	32件	43件	48件	59件	77件	84件	93件
	派遣回数	647回	699回	889回	1,137回	1,426回	1,713回	1,875回	2,056回

(4) 事業開始 … 平成17年10月

(5) 根拠法令 … 児童福祉法、横浜市育児支援家庭訪問事業実施要綱、育児支援ヘルパー派遣委託に関する要領

2 ファミリーサポートクラス

(1) 対象者

… おおむね0歳から6歳までの子どもを持つ養育者の内、育児不安を抱える者又は不適切な養育のおそれがある者

(2) 実施内容

乳幼児健診等において「不適切な養育」として把握された養育者に対し、虐待予防の支援としてグループミーティングを実施します。育児不安を持つ養育者同士が、カウンセラー等専門職を交えて育児に関する悩みを話し合い、育児不安の解消及び母子関係の再構築を図ります。併せて、養育者が落ち着いた気持ちで参加できるよう、子どもの保育を行います。

(3) 過年度推移と今後の見込み

年度	H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	H26実績	H27予算	H28見込	H29見込
実施回数	293回	311回	260回	271回	258回	260回	260回	260回
参加者数 (実)	293人	288人	308人	297人	268人	300人	300人	300人
(延)	1047人	1203人	1062人	1039人	875人	1000人	1000人	1000人

(4) 事業開始年度 … 平成15年10月

(5) 根拠法令

横浜市ファミリーサポートクラス実施要綱、横浜市ファミリーサポートクラスカウンセラー及びファミリーサポートクラス保育員委嘱要綱

3 産前産後ヘルパー派遣事業

(1) 対象者

心身の不調等により子どもの養育に支障があり、かつ、日中家事又は育児を行う者が他にいない妊婦、出産後5か月(多胎児の場合は1年)未満の褥婦及びその子どもを養育する者

(2) 実施内容 … 産前産後ヘルパーの派遣

ア 支援内容 … 家事・育児の援助を1回2時間、産前産後各20回(多胎児の場合は産後は40回)まで派遣

イ 利用料金(1回2時間当たり)

(ア) 生活保護世帯及び市民税非課税世帯 … 0円(市費 4,850円)/回2時間

(イ) 市民税所得割77,100円以下の世帯 … 500円(市費 4,350円)/回2時間(約1割負担)

(ウ) 市民税所得割77,101円以上の世帯 … 1,500円(市費 3,350円)/回2時間(約3割負担)

(3) 過年度推移と今後の見込み

	H22実績	H23実績	H24実績	H25実績	H26実績	H27予算	H28見込	H29見込
利用者数	128人	152人	285人	560人	735人	678人	689人	700人
派遣回数	1,313回	1,591回	2,720回	5,649回	6,828回	6,780回	6,890回	7,000回

(4) 事業開始 … 平成22年4月

(5) 根拠法令 … 横浜市産前産後ヘルパー派遣事業実施要綱

【事業費の内訳】

(単位:千円)

	28年度	27年度	差引	説明
育児支援家庭訪問事業	140,506	140,691	△ 185	人件費の見直し
ファミリーサポートクラス	9,249	9,326	△ 77	事務費見直し
産前産後ヘルパー派遣事業	28,867	28,830	37	派遣回数の増
合計	178,622	178,847	△ 225	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	親子保健係
	近藤 政代	橋本 雅子	角谷 小百合

事業評価書

事業名	6 款 3 項 3 目 育児支援事業	所管課	こども青少年局こども家庭課				
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input checked="" type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 児童福祉法、子ども子育て支援法、横浜市育児支援家庭訪問事業実施要綱 他					
	目的 (事業開始の経緯)	不適切な養育及び児童虐待の防止のために、養育に過重な負担がかかる前の段階において、継続した訪問等による支援を行い、安定した養育を可能とすることを目的とする。					
	事業内容	1 育児支援家庭訪問事業 … 育児支援家庭訪問員による訪問及び育児支援ヘルパーの派遣 2 ファミリーサポートクラス … カウンセラー等専門職を交えたグループミーティング 3 産前産後ヘルパー派遣事業 … 産前産後ヘルパーの派遣					
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		育児支援家庭訪問員の訪問回数	3,339回	4,135回	3,934回	4,527回	
		育児支援ヘルパーの訪問回数	889回	1,137回	1,426回	1,713回	
	予算額・執行額、事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	
		予算額	130,724千円	133,751千円	147,988千円	178,847千円	
		執行額	102,000千円	125,661千円	142,423千円	—	
		差▲引	28,724千円	8,090千円	5,565千円	—	
		執行率(%)	78%	94%	96%	—	
		人件費	一般職員	0.7人	0.7人	0.8人	0.6人
			再任用職員				
概算人件費	6,084千円		5,863千円	6,982千円	5,237千円		
	総事業費	108,084千円	131,524千円	149,405千円	184,084千円		
	増▲減	—	23,439千円	17,882千円	34,678千円		
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 法定事業であり、実施する必要がある。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 不適切な養育及び児童虐待の防止のために、養育に過重な負担がかかる前の段階において、継続した訪問等による支援を実施している。					
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 育児支援家庭訪問員及びヘルパーの支援技術の向上を図り、より高い効果を上げるための取組みを検討する余地がある。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法定事業のため、未実施					
自己評価 (Action)	自己評価	育児支援家庭訪問事業及び産前産後ヘルパー派遣事業は、利用実績が増加傾向にあり、社会的需要が高いものと考えられる。今後、さらなる増加を見込む。 ファミリーサポートクラスは、限りある人的・物的資源の下、安定的に実施している。					
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 ヘルパー派遣については、制度の仕組みについて適宜改善を図り、また、受託事業者に対して研修等を実施し支援技術の向上を図ることで、高まる社会的需要に対応していく。 育児支援家庭訪問員についても、訪問員の支援技術の向上を図り、早期に育児不安の解消や養育環境の改善が図れるような支援を実践できるようにしていく。					

温暖化対策 (緩和策・適応策) に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】 の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】 の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成 28 年度 事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名		
6 款	3 項	3 目
乳幼児健康診査事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	705,677	3,706	0				701,971
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	743,704	0	0				743,704
増△減	△ 38,027	3,706	0	0	0	0	△ 41,733

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	824,769	805,934	767,448
算 市債+一般財源	774,454	795,224	767,448
決 事業費	786,105	766,358	809,917
算 市債+一般財源	682,546	754,428	809,917

歳出	29年度	30年度
予 事業費	730,410	730,410
算 市債+一般財源	726,292	726,292

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- 福祉保健センター乳幼児健康診査
福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施します。
- 医療機関乳幼児健康診査
横浜市医師会に委託して健康診査を行います。(0~12か月に3回)
- 母子保健システムの保守及び改修
母子保健システムの保守及び改修を行います。

【 実績の推移・今後見込み 】

		23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度決算	27年度予算	28年度予算	29年度見込
福祉保健センター	対象者	96,444人	95,601人	95,147人	93,809人	91,629人	89,369人	87,179人
	受診者	91,881人	90,684人	90,505人	89,969人	87,150人	84,901人	82,820人
乳幼児健康診査	受診率	95.3%	94.9%	95.1%	95.9%	95.1%	95.0%	95.0%
医療機関乳幼児健康診査	対象者	94,620人	93,570人	93,339人	92,832人	86,577人	84,423人	82,359人
	受診者	76,283人	75,352人	73,742人	72,127人	69,262人	63,625人	65,887人
	受診率	80.6%	80.5%	79.0%	77.7%	80.0%	75.4%	80.0%

【 事業費の内訳 】

(単位：千円)

	本年度	前年度	差引	説明
福祉保健センター乳幼児健康診査	234,173	240,067	△ 5,894	健診従事者の減
医療機関乳幼児健康診査	412,017	448,630	△ 36,613	受診者数の減
母子保健システム	59,487	55,007	4,480	マイナンバー制度対応による増
合計	705,677	743,704	△ 38,027	

【 事業スケジュール 】

- 福祉保健センター乳幼児健康診査
各区において、毎月定期的実施
- 医療機関乳幼児健康診査
対象者が、実施医療機関において、随時受診
- 母子保健システムの保守及び改修
 - 保守
通年実施
 - 改修
7月 各区へ改修要望照会
10月 改修着手
3月 改修完了

【 事業開始年度 】

昭和53年度

【 根拠法令 】

母子保健法及び同施行規則
横浜市乳幼児健康診査事業実施要領
横浜市医療機関乳幼児健康診査実施要領
横浜市福祉保健センター嘱託医師及び歯科医師委嘱要綱
横浜市福祉保健センター発達相談員及び集団心理保育員委嘱要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	親子保健係
	近藤 政代	小田 繁治	吉村 昇

(こども青少年局 一)

事業評価書

事業名		6 款 3 項 3 目 乳幼児健康診査事業			所管課		こども青少年局こども家庭課			
事業概要 (P i a n)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称			母子保健法及び同施行規則、横浜市乳幼児健康診査事業実施要領他					
	目的 (事業開始の経緯)	母子保健法第12条並びに13条及び母子保健法施行規則第2条に基づき、昭和53年度に事業を開始。乳幼児の心身の発育状況を確認し、運動発達、言語発達又は精神発達の遅滞等の障害のある乳幼児を早期に発見し適切な指導を行うこと及び自立した生活習慣の確立並びに乳幼児の栄養その他育児に関する指導を行うことで乳幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。								
	事業内容	1 福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児、3歳児の健康診査を実施する。 2 横浜市医師会に委託して健康診査を実施する。(生後0～12か月までに3回) 3 母子保健システムの保守及び改修を実施する。								
事業実績 (D o)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標				
		福祉保健センターにおける受診率	94.9%	95.1%	95.9%	95.1%				
		医療機関における受診率	80.5%	79.0%	77.7%	80.0%				
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度			
		予算額		824,769千円	805,934千円	767,448千円	743,704千円			
		執行額		786,105千円	766,358千円	809,917千円	—			
		差▲引		38,664千円	39,576千円	△ 42,469千円	—			
		執行率(%)		95%	95%	106%	—			
		人件費	一般職職員	0.8人	0.8人	0.8人	0.8人			
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人			
概算人件費	6,954千円		6,700千円	6,982千円	6,982千円					
総事業費		793,059千円	773,058千円	816,899千円	750,686千円					
増▲減		—	▲ 20,001千円	43,841千円	▲ 66,213千円					
評価の視点による点検・検証 (C h e c k)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 法定事業であり、実施する必要がある。								
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 受診者の心身の発育状況を確認し、運動発達、言語発達又は精神発達の遅滞等の障害のある乳幼児を早期に発見し適切な指導を行っている。また、自立した生活習慣の確立及び乳幼児の栄養その他育児に関する指導を行うことで乳幼児の健康の保持及び増進に寄与している。								
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 母子保健システムを効果的に活用し、事務を効率化する余地がある。								
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法定事業のため、未実施。								
自己評価 (A c t i o n)	自己評価	事業の実施について、ホームページ等の活用及び対象者への個別受診勧奨等、積極的な情報提供を行った結果、受診率は、約95%程度で推移している。								
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 さらなる受診率の向上に向けて、未受診者への受診勧奨を推進する。								

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に	寄与しない
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名		
6款	3項	3目
妊婦健康診査事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	3
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
28年度	2,462,626	8,379	8,379	258	0	2,445,610
補助事業 単独事業		補助率 %				
27年度	2,482,123	0	0	258	0	2,481,865
増△減	△ 19,497	8,379	8,379	0	0	△ 36,255

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	2,467,657	2,494,440	2,476,740
算 市債+一般財源	1,644,574	1,665,893	2,476,481
決 事業費	2,475,739	2,427,951	2,474,082
算 市債+一般財源	1,630,468	2,427,929	2,473,847

歳出	29年度	30年度
予 事業費	2,446,920	2,427,818
算 市債+一般財源	2,429,903	2,410,801

方針に関する決裁 種別()
有 () ・ 無 ()

【事業の概要及び28年度実施内容】

母体の健康を守り、健康な子の出生を図るため、14回分の妊婦健康診査費用補助券を妊婦に交付し、受診を促します。
(補助券：4,700円×11回、7,000円×1回、12,000円×2回 合計82,700円)
妊婦健康診査を医療機関に委託し、実施します。
妊娠届出時に看護職による面接を実施し、妊婦健康診査の受診勧奨や必要な保健指導、相談支援を行います。

【実績の推移・今後見込み】

(1) 妊婦健康診査委託

	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度見込	28年度見込	29年度見込
計	381,337件	372,490件	382,677件	376,340件	373,175件	370,042件

(2) 妊婦健康診査助成制度

横浜市と未契約の市外医療機関で受診した場合や1回の健診が補助券額面金額未満で医療機関で利用できなかった場合に補助券の額面金額を上限に自己負担分を助成します。(平成21年4月開始事業)

	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度見込	28年度見込み	29年度見込
妊婦健康診査助成申請者数	4,316件	4,035件	4,181件	4,177件	4,150件	4,150件

(3) 看護職による妊娠届出時面接

	25年度実績	26年度実績	27年度見込	28年度見込み	29年度見込
面接対象者数	33,981人	34,455人	33,541人	33,323人	33,106人
面接実施数	31,108件	31,787件	30,824件	30,624件	30,424件
面接実施率	91.5%	92.3%	91.9%	91.9%	91.9%

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	28年度	27年度	差引	説明
妊婦健康診査委託	2,268,559	2,291,391	△ 22,832	補助券利用数の減 (H27：376,340件→H28：373,175件)
妊婦健康診査事務委託	28,213	28,452	△ 239	
妊婦健康診査助成制度	74,226	74,719	△ 493	申請件数の減 (H27：4,177件→H28：4,150件)
その他の経費	91,628	87,561	4,067	
合計	2,462,626	2,482,123	△ 19,497	

【事業スケジュール】

- 妊婦健康診査の委託契約及び委託料支払：通年で実施
- 妊婦健康診査費用助成申請の審査・支払：通年で実施
- 妊婦健康診査費用補助券の印刷：3月
- 看護職による妊娠届出時面接：通年で実施

【事業開始年度】

昭和43年度

【根拠法令】

母子保健法第13条 (昭和41年1月1日施行) 横浜市妊婦健康診査事業実施要綱 (平成21年4月1日施行)
横浜市妊婦健康診査費用助成要綱 (平成21年4月1日施行)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	親子保健係
	近藤 政代	橋本 雅子	吉田 直弘

(こども青少年局 ー)

事業評価書

事業名		6 款 3 項 3 目 妊婦健康診査事業			所管課	こども青少年局こども家庭課			
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> 中期計画 [戦略]				[施策]	3	<input type="checkbox"/> その他	
	法令等の名称	母子保健法、横浜市妊婦健康診査事業実施要綱							
	目的 (事業開始の経緯)	母体の健康を守り、健康な子の出生を図るため、妊婦健康診査の実施が重要かつ必要とされています。妊婦健康診査費用補助券の発行により、経済的負担を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促します。							
	事業内容	妊娠届出時に妊婦健康診査費用補助券を交付し、妊婦健康診査の受診を促します。妊婦健康診査を医療機関に委託し、実施します。妊娠届出時に看護職による全数面接を実施し、受診勧奨するとともに、状況に応じてその後の支援につなげます。							
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標			
		妊婦健康診査受診者 (医療機関利用・延べ人数)	381,337	372,490	382,677	376,340			
	予算額・執行額、事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度			
		予算額	2,467,657千円	2,494,440千円	2,476,740千円	2,482,123千円			
		執行額	2,475,739千円	2,427,951千円	2,474,082千円	—			
		差▲引	△ 8,082千円	66,489千円	2,658千円	—			
		執行率(%)	100%	97%	100%	—			
		人件費	一般職員	1.0人	1.0人	1.0人	0.8人		
			再任用職員						
	概算人件費		8,692千円	8,375千円	8,728千円	6,982千円			
	総事業費	2,484,431千円	2,436,326千円	2,482,810千円	2,489,105千円				
	増▲減	—	▲ 48,105千円	46,484千円	6,295千円				
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあり、母体や胎児の健康確保を図るうえで、妊婦に対する保健指導及び健康診査が重要かつ必要です。妊婦の経済的負担の軽減と受診促進のため、公費助成をするよう厚生労働省からも通知されています。(平成25年度から一般財源化)							
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 補助券を交付することにより、受診の促進が図れています。							
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 補助券を交付することにより、定期的に妊婦健康診査を受診し、母体や胎児の健康確保を図ることができています。							
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法定事業のため、未実施。							
自己評価 (Action)	自己評価	補助券の利用数は、出生数に対して平均12枚利用されており、受診の促進につながっています。							
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 平成25年度から一般財源化され、厚生労働省通知により13~14回の公費負担の実施が求められています。また、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業にも位置づけられており、今後も同様に実施します。							

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に	寄与しない
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名		
6	3	3
目		
歯科健康診査事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	138,624	0					138,624
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	138,717						138,717
増△減	△ 93	0	0	0	0	0	△ 93

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	124,560	148,738	146,313
算 市債+一般財源	124,560	148,738	146,313
決 事業費	111,320	131,579	137,813
算 市債+一般財源	111,320	131,579	137,813

歳出	29年度	30年度
予 事業費	138,786	138,786
算 市債+一般財源	138,786	138,786

方針に関する決裁 種別()
有 () (無)

【事業の概要及び28年度実施内容】

1 目的

乳幼児・妊婦の口腔における疾患を予防し、母体の健康を保持増進させるとともに、乳幼児の健全な発育を図ることを目的として、歯科健康診査・保健指導を行う。

2 実施内容

福祉保健センターにおいて、4か月児歯科保健指導、1歳6か月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査、1歳6か月児歯科健康診査事後指導事業、乳幼児・妊産婦歯科相談事業を実施する。

また、「歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年8月施行)」の基本理念に沿い、妊婦を対象に「妊婦歯科健康診査事業」を実施し、歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図る。

【実績の推移・今後見込み】

		23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度予算	28年度見込	29年度見込
乳幼児健康診査 (4・1.6・3健診)	対象者	96,444人	95,601人	95,147人	91,737人	91,629人	89,369人	87,179人
	受診者	91,758人	90,546人	90,345人	89,843人	87,150人	84,901人	87,820人
	受診率	95.1%	94.7%	95.0%	97.9%	95.1%	95.0%	100.7%
1歳6か月児事後指導事業		13,253人	13,237人	11,678人	11,779人	13,500人	13,500人	13,500人
歯科相談事業	乳幼児	3,736人	4,032人	3,580人	3,798人	5,000人	5,000人	5,000人
	妊産婦	296人	270人	163人	148人	1,000人	1,000人	1,000人
妊婦歯科健康診査事業(個別)		—	4,185人	9,779人	10,875人	8,900人	9,030人	9,030人

【事業費の内訳】

(単位：千円)

区分	本年度	前年度	差引	説明
歯科健康診査費	4か月児健診	1,466	1,466	0
	1歳6か月児健診	34,020	34,020	0
	3歳児健診	34,548	34,548	0
	母子保健システム入力	4,131	4,131	0
1歳6か月児事後指導	18,558	18,710	△ 152	受診対象数の減
乳幼児・妊産婦歯科相談事業	5,075	5,075	0	
妊婦歯科健康診査事業	36,111	35,637	474	3か年の受診率(32%)で積算
諸費	4,715	5,130	△ 415	需用費、通信運搬費等の減
	138,624	138,717	△ 93	

【事業開始年度】

4か月児健診	昭和53年	1歳6か月児事後指導	平成11年
1歳6か月児健診	昭和53年	乳幼児妊産婦歯科相談事業	平成11年
3歳児健診	昭和37年	妊婦歯科健康診査事業(個別)	平成24年10月

【根拠法令】

歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年8月施行)第1条、第2条、第3条
母子保健法(S40.8.18制定)第12条、第13条等
母子歯科保健指導要領(厚生省医務局長通知)
横浜市妊婦歯科健康診査事業実施要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	親子保健係
	近藤 政代	小田 繁治	菊地 直子

(こども青少年局 -)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 3 目 歯科健康診査事業			所管課	こども青少年局こども家庭課					
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 母子保健法								
	目的 (事業開始の経緯)	母子保健法第12条並びに13条及び母子保健法施行規則第2条に基づき、歯科疾患を早期に発見し適切な指導を行うこと及び自立した生活習慣の確立並びに乳幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的とし乳幼児歯科健康診査事業を実施しています。また、平成24年10月より、妊婦を対象に歯科疾患の早期発見・早期治療を目的とし、市内の歯科医療機関で妊婦歯科健診を実施しています。								
	事業内容	1 福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児、3歳児の乳幼児歯科健康診査及び経過歯科健診事業、乳幼児歯科相談事業を実施する。 2 妊婦歯科健診事業を横浜市医師会及びその他市内歯科医療機関に委託して妊婦の歯科健康診査を実施する。(妊娠期間中に1回)								
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標				
		乳幼児歯科健診受診率	94.70%	95%	95%	95%				
		妊婦歯科健診の受診率	26.50%	31.80%	35.30%	35%				
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度			
		予算額		111,320千円	131,579千円	146,313千円	772千円			
		執行額		111,320千円	131,579千円	137,813千円	—			
		差▲引		0千円	0千円	8,500千円	—			
		執行率(%)		100%	100%	94%	—			
		人件費	一般職職員	3.0人	3.0人	3.0人	3.0人			
			再任用職員							
概算人件費	26,076千円		25,125千円	26,184千円	26,184千円					
総事業費		137,396千円	156,704千円	163,997千円	26,956千円					
増▲減		—	19,308千円	7,293千円	▲ 137,041千円					
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 法定事業であり、実施する必要がある。								
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない こどもの健やかな発育・発達を支援していくためには、より多くのこどもに福祉保健センターの歯科健康診査を受診していただくことで、食事や会話をするための口腔機能の発達を促します。妊婦歯科健診を実施することで、妊娠期における歯科疾患の予防のみならず、母親の口腔内状況の改善により、虫歯菌の子への感染予防につながります。								
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 母子保健システムを効果的に活用し、事業評価を効率化する余地がある。								
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 妊婦歯科健診では、協議会を設け、事業改善に向けた意見交換を行っている。								
自己評価 (Action)	自己評価	乳幼児健診事業の実施について、ホームページ等の活用及び対象者への個別受診勧奨等、積極的な情報提供を行った結果、受診率は、約95%程度で推移している。妊婦歯科健診事業についても、実施医療機関及び産科医療機関と連携周知を積極的に取り組んだ結果、受診率の向上が見られている。								
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 さらなる受診率の向上に向けて、妊婦歯科健診事業の事業周知を行い、受診勧奨を推進する。								

温暖化対策 (緩和策・適応策) に関する評価			
事業の分類	【緩和策】温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】気候変動による環境変化への適応に	寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名		
6	3	3
6 款 3 項 3 目		
先天性代謝異常症等検査事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	70,135	0	0			0	70,135
補助事業							0
単独事業		補助率	%				0
27年度	71,969	0	0			0	71,969
増△減	△ 1,834	0	0		0	0	△ 1,834

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	75,439	75,439	78,228
算 市債+一般財源	75,439	75,439	78,228
決 事業費	71,774	69,835	77,391
算 市債+一般財源	71,774	69,835	77,391

歳出	29年度	30年度
予 事業費	70,135	70,135
算 市債+一般財源	70,135	70,135

方針に関する決裁 種別()
有 () ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

1 事業目的

先天性代謝異常症、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎過形成症の検査を行い、これら疾病の早期発見及び早期治療を促すことで、乳児の健全な発育を図ります。

2 実施内容

(1) 先天性代謝異常症等の検査

県内の医療機関等で出生した全ての新生児を対象にフェニルケトン尿症などの6疾患について先天性代謝異常等検査を実施していましたが、平成23年10月からタンデムマス法を用いた検査を導入し、メチルマロン酸血症などの13疾患を加えた19疾患の検査を実施しています。これにより、今まで検査では発見できなかった疾患を早期に発見し、早期治療につなげることができます。

- ①フェニルケトン尿症 ②楓糖尿症(メープルシロップ尿症) ③ホモシスチン尿症 ④シトルリン血症1型 ⑤アルギニノコハク酸尿症 ⑥メチルマロン症 ⑦プロピオン酸血症 ⑧イソ吉草酸血症 ⑨メチルクロトニルグリシン尿症 ⑩ヒドロキシメチルグルタル酸血症 ⑪複合カルボキシラーゼ欠損症 ⑫グルタル酸血症1型 ⑬中鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症 ⑭極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症 ⑮三頭酵素/長鎖3-ヒドロキシアシルCoA脱水素酵素欠損症 ⑯カルチニンパルミトイルトランスフェラーゼ1欠損症 ⑰ガラクトース血症 ⑱先天性甲状腺機能低下症(クレチン症) ⑲先天性副腎過形成症

なお、当該検査は、神奈川県及び県内政令市による協調事業として実施されています。

(2) 先天性代謝異常症等検査推進事業

神奈川県及び県内政令市の協調事業として、先天性代謝異常等検査の推進、実施体制の整備、技術指導及び知識普及等を実施します。

(3) 精度管理

先天性代謝異常症等検査の精度管理を実施します。

【 実績の推移・今後見込み 】

	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度見込	28年度見込	29年度見込
検査実施数(件)	14,026	27,963	27,200	27,353	25,326	24,696	24,696
委託単価							

13,552 ※平成23年度下半期からタンデム導入により委託単価を増額。

【 事業費の内訳 】

(単位：千円)

	本年度	前年度	差 引	説 明
代謝異常検査委託				検査実施数の減
検査推進事業・精度管理委託				
その他	77	144	△ 67	事務用品費用の削減
合計	70,135	71,969	△ 1,834	

【 事業スケジュール 】

- 1 検査・検査推進事業・検査精度管理：通年で実施
- 2 先天性代謝異常派遣研修：随時実施
- 3 県政令市連絡会：随時実施

【 事業開始年度 】

昭和52年度

【 根拠法令 】

母子保健法第13条(昭和41年1月1日施行)

先天性代謝異常検査等の実施について(昭和52年7月12日厚生省児童家庭局長通知)

横浜市先天性代謝異常症等検査実施要綱(昭和52年11月17日施行)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 近藤 政代	係長 小田 繁治	親子保健係 吉田 直弘
--------------------	-------------	-------------	----------------

(こども青少年局 ー)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 3 目 先天性代謝異常症等検査事業	所管課	こども青少年局こども家庭課				
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 母子保健法第13条、横浜市先天性代謝異常症等検査実施要綱					
	目的 (事業開始の経緯)	昭和52年に先天性代謝異常、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎皮質過形成症の早期発見、早期治療を促し乳児の健全な発育を図ることを目的に厚生省通知に基づき事業を開始。					
	事業内容	市内の医療機関等で出生した全ての新生児を対象に採血し、フェニルケトン尿症などの19疾患について検査を実施します。検査結果の精度を維持するため、精度管理のチェックをしています。					
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		検査受診者数(人)	27,963	27,200	27,353	25,326	
	予算額・執行額、事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	
		予算額	75,439千円	75,439千円	78,228千円	71,969千円	
		執行額	71,774千円	69,835千円	77,391千円	—	
		差▲引	3,665千円	5,604千円	837千円	—	
		執行率(%)	95%	93%	99%	—	
		人件費	一般職職員	0.3人	0.3人	0.3人	0.2人
			再任用職員				
概算人件費	2,608千円		2,513千円	2,618千円	1,746千円		
	総事業費	74,382千円	72,348千円	80,009千円	73,715千円		
	増▲減	—	▲ 2,034千円	7,662千円	▲ 6,295千円		
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 先天性代謝異常症、先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎過形成症の検査を行い、これらの疾病を早期発見し、早期治療を促すことで、乳児の健全な発育が図れます。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 市内医療機関等で出生した全てに新生児に検査を行っており、疾病のある乳児は、適切な治療をすることで健全に発育することができます。					
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 市内医療機関等で出生した全てに新生児に検査を行っており、神奈川県及び県下政令市の協調事業として実施しています。(厚生労働省通知に基づき各自治体で実施) 平成23年度から検査方法の変更や検査媒体の見直し等、発見できる疾病の範囲を拡大したり、検査精度の向上を目指した見直しをしています。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 厚生労働省通知により全国統一で実施しているため、外部意見を反映することは困難です。					
	自己評価 (Action)	先天性代謝異常症等の検査は、厚生労働省の通知に基づき全国で実施しており、乳児の健全な発育のために有効な事業です。検査マニュアルの作成や見直しも随時行っており、適切に実施されています。					
	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組) 今後も神奈川県及び県内政令市の協調事業として継続していきます。						

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名		
6款	3項	3目
視聴覚検診事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	40,870	0	0			0	40,870
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	40,600	0	0			0	40,600
増△減	270	0	0	0	0	0	270

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	43,449	44,109	44,131
算 市債+一般財源	43,449	44,109	44,131
決 事業費	43,153	44,592	44,815
算 市債+一般財源	43,153	44,592	44,815

歳出	29年度	30年度
予 事業費	40,870	40,870
算 市債+一般財源	40,870	40,870

方針に関する決裁 種別()
有 () ・無 ()

【事業の概要及び28年度実施内容】

4歳児(当年度に5歳になる幼児)を対象に、視覚及び聴覚異常の検査を保育園及び幼稚園の協力を得て、事業者にて委託して実施します。

視聴覚検診事業

- ① 一次検査：保育園及び幼稚園等を通じて、家庭でできる目と耳の調査票を配布します。家庭及び保育園並びに幼稚園等で検査し、その結果を书面審査します。
- ② 二次検査：书面審査により、要検査と判定された対象者に対して通知し、福祉保健センター等を会場とした視力斜視等の検査及び聴力検査を実施します。
- ③ 精密検査受診勧奨：二次検査の結果、要精密検査と判定された対象者に対して、医療機関での精密検査受診勧奨を行います。

【実績の推移・今後見込み】

	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度見込	28年度見込	29年度見込
対象者数 (件)	32,459	32,488	31,927	31,914	31,032	31,239	31,239
一次検査受診者 (人)	31,014	31,218	30,804	31,081	29,797	29,996	29,996
二次視覚検査受診者 (人)	3,358	3,542	3,448	3,687	3,356	3,378	3,378
二次聴覚検査受診者 (人)	2,673	2,763	2,631	2,846	2,614	2,631	2,631

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	本年度	前年度	差引	説明
視聴覚検診事業	40,870	40,600	270	対象者数、受診者数の増
合計	40,870	40,600	270	

【事業スケジュール】

- 1 一次検査及び二次検査：通年で実施
- 2 受診勧奨個別通知の発送：3月

【事業開始年度】

昭和50年度

【根拠法令】

母子保健法第13条(昭和41年1月1日施行)
乳幼児に対する健康診査の実施について(平成10年4月厚生省児童家庭局長通知)
横浜市視聴覚検診実施要領(昭和50年7月1日施行)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	親子保健係
	近藤 政代	小田 繁治	吉田 直弘

(こども青少年局 -)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 3 目 視聴覚検診事業	所管課	こども青少年局こども家庭課				
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画 [戦略] <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 母子保健法、乳幼児に対する健康診査の実施について(厚生省通知)、横浜市視聴覚検診実施要領					
	目的 (事業開始の経緯)	視覚及び聴覚異常の早期発見、早期治療のため、4歳児(当該年度に5歳になる児)を対象とする検診を実施します。					
	事業内容	保育園及び幼稚園等を通じて、家庭でできる目と耳の調査票を配布し、家庭等で検査した結果を書面審査します。異常が疑われる場合は、二次検査を実施し、要精密検査対象者に医療機関での受診勧奨を行います。					
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標	
		一次検査受診者数(人)	31,218	30,804	31,081	29,797	
	予算額・執行額、事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	
		予算額	43,449千円	44,109千円	44,131千円	40,600千円	
		執行額	43,153千円	44,592千円	44,815千円	—	
		差▲引	296千円	△ 483千円	△ 684千円	—	
		執行率(%)	99%	101%	102%	—	
		人件費	一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.3人
			再任用職員				
	概算人件費		4,346千円	4,188千円	4,364千円	2,618千円	
	総事業費	47,499千円	48,780千円	49,179千円	43,218千円		
	増▲減	—	1,281千円	400千円	▲ 5,961千円		
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 視聴覚の異常を早期に発見し、視覚と聴覚の発達期に治療を促します。					
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 視聴覚の異常を早期発見、早期治療をすることで、視聴覚の障害発生の軽減を図ります。平成26年度は、視覚検査の結果、(弱視442人、斜視143人、屈折異常1,234人、その他155人)の視覚異常が発見されています。また、聴覚検査の結果、(感音難聴8人、滲出性中耳炎69人、アデノイド増殖症6人、耳管狭窄症5人、鼻炎・副鼻腔炎14人、耳垢栓塞8人、その他14人)の聴覚異常が発見されています。					
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 受診対象者にお知らせを送付し、周知を図っています。保育園、幼稚園等を通じて調査票を配布、回収しているため、効率的に回収することができています。					
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 事業の性質上、外部意見等の反映が困難なため、未実施。					
自己評価 (Action)	自己評価	視聴覚の異常は、発達期に早期治療することで障害発生の軽減を図れるため、視聴覚検診事業は、視聴覚の異常を早期発見し、医療機関での受診及び治療につなげるのに有効な事業です。受診率も97.5%と高く効果的に実施されています。					
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 今後も同様の内容で継続します。					

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】気候変動による環境変化への適応に	寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成 28 年度 事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名		
6 款	3 項	3 目
母子保健指導事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	3
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	分担金及び負担金	諸収入	市債	一般財源
28年度	78,935	0	0	4,857	3,175		70,903
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	80,746	0		3,625	3,175		73,946
増△減	△ 1,811	0	0	1,232	0	0	△ 3,043

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	87,155	83,996	79,880
算 市債+一般財源	82,250	79,112	75,697
決 事業費	88,345	76,676	77,184
算 市債+一般財源	83,670	73,067	73,154

歳出	29年度	30年度
予 事業費	78,935	78,935
算 市債+一般財源	70,903	70,903

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- 事業の概要
母性の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、妊産婦と乳幼児への保健指導・訪問指導、健康教育を行います。
- 実施内容
 - 母性相談事業
妊娠中から継続した母子の健康管理のために母子健康手帳を交付し、妊産婦に対して健康相談を行うとともに幅広い年齢層のリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）の維持を図るための女性の健康相談を実施します。
 - 母親(両親)教室開催事業
妊娠期の生活、子育てに必要な知識や技術の習得及び地域の仲間づくりを促進するために必要な支援を行います。
 - 母子訪問指導事業
妊産婦及び未熟児、新生児、乳幼児等を対象に、妊娠・出産・育児に関する保健指導や訪問指導を行います。
 - 健康(ぜんそく)相談事業
養育者等に講演会、相談及び指導を通じて小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患についての正しい知識の普及等を行います。
 - 母子健康手帳及び子育てガイドブック等の作成
 - 妊娠・出産に係る相談機能強化に向けた検討

【 実績の推移・今後見込み 】

	22年度実績	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度予算	28年度見込
母子健康手帳交付数	35,032 件	36,814 件	35,622 件	34,618 件	35,291 件	35,000 件	35,000 件
母親(両親)教室参加者数	8,963 人	9,359 人	8,842 人	8,268 人	8,539 人	8,000 人	8,000 人
母子訪問指導員訪問件数	11,452 人	12,261 人	12,234 人	11,829 人	12,933 人	12,100 人	12,100 人
健康(ぜんそく)相談参加者数	390 人	211 人	600 人	731 人	890 人	700 人	900 人

【 事業費の内訳 】

(単位：千円)

	本年度	前年度	差 引	説 明
母性相談事業	11,142	13,035	△ 1,893	諸経費の削減
母親(両親)教室開催事業	5,303	5,303	0	
母子訪問指導事業	57,631	58,281	△ 650	諸経費の削減
健康(ぜんそく)相談等事業	4,859	3,627	1,232	手話通訳対応
すこやか親子21全国大会	0	500	△ 500	他都市開催のため負担金減
合計	78,935	80,746	△ 1,811	

【 事業開始年度 】

昭和42年度

【 根拠法令 】

母子保健法、母体保護法、地域保健法、横浜市母子保健法施行細則、母親教室実施要領、横浜市母子訪問指導実施要領
公害健康被害の補償等に関する法律、健康被害予防事業助成金交付要綱、健康被害予防事業実施要領

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	親子保健係
	近藤 政代	橋本 雅子	角谷 小百合

(こども青少年局 -)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 3 目 母子保健指導事業			所管課	こども青少年局こども家庭課						
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕			〔施策〕		3	<input type="checkbox"/> その他			
	目的 (事業開始の経緯)	昭和40年制定の母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため開始。									
	事業内容	母性の保護及び乳幼児の健康保持並びに増進を図るために、妊娠届をした妊婦への母子健康手帳の交付、妊産婦と乳幼児の保健指導・訪問指導、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及等を行います。また母子健康手帳等の発行、子育てガイドブックを作成します。									
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標					
		母子訪問指導員訪問数 (件)	12,234	11,829	12,933	12,900					
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度				
		予算額		87,155千円	83,996千円	79,880千円	80,746千円				
		執行額		88,345千円	76,676千円	77,184千円	—				
		差▲引		△ 1,190千円	7,320千円	2,696千円	—				
		執行率(%)		101%	91%	97%	—				
		人件費	一般職員		0.7人	0.7人	0.6人	0.7人			
			再任用職員								
	概算人件費		6,084千円	5,863千円	5,237千円	6,110千円					
総事業費		94,429千円	82,539千円	82,421千円	86,856千円						
増▲減		—	▲ 11,891千円	▲ 118千円	4,435千円						
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 母性保護及び乳幼児の健康保持増進のために、今後も必要な事業である。									
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 1 母性の保護及び乳幼児の健康保持並びに増進 2 母子保健の向上									
	効率性・類似性	<input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 法令根拠に基づいて実施している事業のため、実施は必須であるが、より良く実施するための方策については今後も検討していく。									
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 法定事業のため、未実施									
	自己評価	昭和42年から実施しており、市民に浸透している。母子訪問指導員の訪問件数は、増加しており、母性保護及び乳幼児の健康保持並びに増進に寄与している。									
自己評価・今後の取組 (Action)	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 今後も母子保健の向上のためにより多くの母子及びその家族への支援に繋がる保健指導の実施を継続していく必要がある。特に、初めて(第1子)の子どもを育てる家庭等に対して、保健師、助産師等の専門職による母と子の健康状態や育児に関する不安・悩みの相談など、家族への支援を行う新生児訪問を充実させます。									

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】気候変動による環境変化への適応に	寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名		
6	3	3
目次		
思春期保健事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	656	0					656
補助事業 単独事業		補助率	%				
27年度	772						772
増△減	△ 116	0	0	0	0	0	△ 116

歳出		24年度	25年度	26年度
予算	事業費	885	885	840
決算	市債+一般財源	677	885	840
決算	事業費	190	419	486
算	市債+一般財源	190	419	486

歳出		29年度	30年度
予算	事業費	656	656
算	市債+一般財源	656	656

方針に関する決裁 種別()
有 () (無)

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- 事業目的
思春期にある男女の心身の健やかな成長を支援する。
- 27年度実施内容
 - 個別相談
福祉保健センターの助産師、保健師、医師等が電話及び面接により相談に応じます。
 - 集団指導
福祉保健センターや学校等で思春期の男女やその親に対して、親子関係、思春期の性、薬物の害及び食生活等について、知識の普及を図ります。

【 実績の推移・今後見込み 】

		23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度見込	28年度見込	
福祉保健 センター	相談件数	10件	47件	26件	34件	50件	50件	
	講座	回数	7回	5回	7回	12回	18回	18回
		人数	697人	43人	893人	1351人	1050人	1050人
職員対象	研修 開催数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	

【 事業費の内訳 】

(単位：千円)

	平成28年度	平成27年度	差引	説明
思春期保健講座等	465	525	△ 60	講師謝金
消耗品費	128	184	△ 56	講座案内チラシ等
思春期保健センター派遣費	63	63	0	研修派遣費
合計	656	772	△ 116	

【 事業開始年度 】

平成4年度

【 根拠法令 】

母子保健法
横浜市思春期保健事業実施要領 (平成4年10月1日施行)

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	親子保健係
	近藤 政代	橋本 雅子	菊地 直子

(こども青少年局 -)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 3 目 思春期保健指導事業			所管課	こども青少年局こども家庭課					
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 要綱 <input type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 母子保健法								
	目的 (事業開始の経緯)	思春期特有の性に関する不安や悩みについて、思春期にある男女の心身の健やかな成長を支援することを目的として個別相談及び集団指導を実施。								
	事業内容	1) 個別相談：福祉保健センターの助産師、保健師、医師等が電話及び面接により相談に応じます。 2) 集団指導：福祉保健センターや学校等で思春期の男女やその親に対して、親子関係、思春期の性、薬物の害及び食生活等について、知識の普及を図ります。								
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標				
		思春期講座開催回数	5 回	7 回	1 2 回	1 8 回				
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度			
		予算額		885千円	885千円	840千円	772千円			
		執行額		190千円	419千円	486千円	—			
		差▲引		695千円	466千円	354千円	—			
		執行率(%)		21%	47%	58%	—			
		人件費	一般職員	0.2人	0.2人	0.2人	0.2人			
			再任用職員							
	概算人件費		1,738千円	1,675千円	1,746千円	1,746千円				
総事業費		1,928千円	2,094千円	2,232千円	2,518千円					
増▲減		—	166千円	138千円	286千円					
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い ○各区で電話等気軽に相談できる場所を提供することが思春期の様々な問題をかかえる子どもとその親への直接的な支援につながります。 ○こども家庭（障害）支援課等職員のスキルアップをはかることで、質の高い市民サービスに繋がります。								
	有効性	<input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない ○思春期に対する取り組みは、健康教育上重要であり、今後もあらゆる形で取り組んでいくことが、健やかな成長発達に繋がるため必要である。								
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない ○思春期に対する取り組みは、教育委員会、健康福祉局、こども青少年局と多岐にわたっていますが、それぞれの切り口から対象への支援を実施しているため、集約することが難しい。ある程度の調整は必要であり、その結果事業を集約する形で終了する可能性もあり。								
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 厚生労働省の母子保健の主要な取組を提示した健やか親子21で、思春期の保健対策の強化と健康教育の推進の取り組みが課題としてあげられており、必要な事業であるため。								
自己評価 (Action)	自己評価	○事業の実施についてホームページ等の活用や、どれどれ等の広報誌に積極的な情報提供を行います。 ○職員の研修を実施し、思春期に関する情報の共有及び提供等を行い、職員の資質向上を図っています。								
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 H21に思春期電話相談を廃止し、福祉保健センターでの個別相談を実施していますが、業務時間内には、相談者が学業に専念している時間と重なるため、個別相談は時間の確保などが難しい状況にあります。健全な思春期の発達のためには、正しい知識の普及を行う必要があり、他事業と協同して集団指導を今後開催していくことなどが課題です。								

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
	【緩和策】：温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】：気候変動による環境変化への適応に	寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。		
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名		
6款	3項	3目
不妊相談・治療費助成事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	○

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	3
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
28年度	759,146	372,970	0	23		386,153
補助事業 単独事業		補助率 %				
27年度	793,820	386,482	6,521	22		400,795
増△減	△ 34,674	△ 13,512	△ 6,521	0	1	△ 14,642

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	786,966	752,433	770,716
算 市債+一般財源	392,868	376,689	388,191
決 事業費	775,629	877,821	727,177
算 市債+一般財源	383,003	519,557	361,285

歳出	29年度	30年度
予 事業費	826,612	826,612
算 市債+一般財源	414,835	414,835

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【事業の概要及び28年度実施内容】

1 事業の概要

医療保険適用外の特定不妊治療を実施している夫婦に対し、治療費の一部を助成します。
また、妊娠出産に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、不妊治療に関する情報提供や自律的な意思決定を支援するため、不妊及び不育相談を実施します。

2 28年度実施内容

(1) 特定不妊治療費の助成(国庫補助1/2)

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を実施している夫婦に対し、助成金を交付します。

ア 助成限度額：治療内容A・B・D・E 15万円/回(ただし、初回に限り30万円)、C・F 7.5万円/回

イ 助成回数：初回の助成を受ける治療の開始時の妻の年齢が39歳以下6回まで、40歳以上3回まで

ウ 年齢要件：助成を受けようとする治療の開始時の妻の年齢が43歳未満であること

(2) 男性不妊治療費の助成(国庫補助1/2)

特定不妊治療の一部として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための男性不妊手術を行った場合に助成金を交付します。(助成限度額：15万円(ただし、治療内容Cを除く)。その他の助成要件は、特定不妊治療費の助成に準ずる。)

(3) 不妊及び不育相談(国庫補助1/2)

福祉保健センターの助産師・保健師による「女性の健康相談(各区、月1~2回)」と、専門医・不妊症看護認定看護師による「不妊・不育専門相談(月2~4回)」を実施します。

【実績の推移・今後見込み】

	23年度実績	24年度実績	25年度決算	26年度決算	27年度予算	28年度見込	29年度見込
特定不妊治療費助成	3,951件	4,761件	5,667件	5,540件	6,100件	5,800件	6,400件
男性不妊治療費助成	—	—	—	—	—	60件	60件
不妊相談(延人数)	253人	367人	324人	246人	400人	400人	400人

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	28年度	27年度	差引	説明
(1) 治療費助成	755,890	785,676	△ 29,786	助成件数の減、システム改修の減
治療費助成費	736,500	765,000	△ 28,500	年齢制限導入による助成件数減
事務費	19,390	20,676	△ 1,286	システム改修費の減
(2) 不妊・不育相談	3,256	8,144	△ 4,888	実施内容見直しによる減
合計	759,146	793,820	△ 34,674	

【事業スケジュール】

- 特定不妊治療費及び男性不妊治療費の助成：通年実施
- 福祉保健センターの女性の健康相談：各区助産師及び保健師が年間を通じて、随時対応。
- 不妊及び不育専門相談
 - 不妊：毎月第2及び第4水曜日午後。※男性専門相談(平日及び土曜日)実施。
 - 不育：(第1又は第2月曜日)

【事業開始年度】

平成17年度

【根拠法令】

母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱、母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱
横浜市特定不妊治療費助成事業実施要綱、不妊相談事業実施要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	親子保健係
	近藤 政代	橋本 雅子	安部 拓磨

(こども青少年局 -)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 3 目 不妊相談・治療費助成事業			所管課	こども青少年局こども家庭課					
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱 等								
	目的 (事業開始の経緯)	厚生労働省が母子保健医療対策等総合支援事業の中で、特定不妊治療費助成事業及び生涯を通じた女性の健康支援事業（不妊専門相談センター事業）を創設し、母子保健衛生費等国庫負担（補助）交付金の対象事業となったため、不妊治療を実施している夫婦の経済的負担の軽減を図り、不妊に悩む夫婦に対して不妊治療に関する情報提供や自律的な意思決定を支援することを目的に事業を開始しました。								
	事業内容	子どもが欲しいと望んでいるにも関わらず子どもに恵まれず、不妊治療を実施している夫婦に対し、その経済的負担の軽減をはかるため、医療保険適用外の特定不妊治療費の一部を助成します。併せて、不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に関する情報提供や自律的な意思決定を支援するため、不妊相談を実施します。また、妊娠出産に関する正しい知識の普及・啓発を実施します。								
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標				
		特定不妊治療費助成件数(件)	4,761	5,667	5,540	6,100				
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度			
		予算額		786,966千円	752,433千円	770,716千円	793,820千円			
		執行額		775,629千円	877,821千円	727,177千円	—			
		差▲引		11,337千円	△ 125,388千円	43,539千円	—			
		執行率(%)		99%	117%	94%	—			
		人件費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	1.2人			
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人			
	概算人件費		8,692千円	8,375千円	8,728千円	10,474千円				
総事業費		784,321千円	886,196千円	735,905千円	804,293千円					
増▲減		—	101,875千円	▲ 150,291千円	68,388千円					
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 厚生労働省の要綱に基づく事業であるため、事業実施は必要です。								
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 1 不妊治療を実施している夫婦の経済的負担が軽減されること 2 不妊に悩む夫婦が、不妊治療に関する情報提供を受け、自律的な意思決定をすること 3 妊娠・出産に関する正しい知識が普及すること								
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 不妊・不育相談及び治療費助成において事業周知を強化することで、より多くの市民の利用につなげられる余地があります。								
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 厚生労働省の要綱に基づいて実施しているため、外部意見を反映することは困難です。								
	自己評価 (Action)	特定不妊治療費の助成件数は増加傾向にあり、その治療費が高額なことから、市が経済的支援をしていく必要があります。また、不妊に悩む夫婦に対して自律的な意思決定を支援するための情報提供・相談も必要です。								
今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)			<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止							
	1 28年度の特定不妊治療費助成の件数は、国の制度改正により年齢制限等が導入され、これまで助成対象とされていた43歳以上の方が対象外となることから、一旦減少するものの、29年度は再度増加に転じると見込みます。 2 27年度まで助成限度額15万円となっていた治療について、初回の助成限度額を30万円に増額します。 3 特定不妊治療の一部として精子を精巣又は精巣上体から採取するための男性不妊手術を行った場合に、新たに15万円を限度に助成します。									

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

(様式②-1) 平成28年度事業計画書 (局・統括本部)

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名		
6	3	3
6款 3項 3目		
こんにちは赤ちゃん訪問事業		

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	3
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
28年度	91,766	30,494	30,494	280		30,498
補助事業						
単独事業		補助率 %				
27年度	90,719	30,146	30,146	279		30,148
増△減	1,047	348	348	1	0	350

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	78,898	81,270	88,936
算 市債+一般財源	8,595	19,602	29,553
決 事業費	76,678	83,007	87,217
算 市債+一般財源	12,523	41,441	28,618

歳出	29年度	30年度
予 事業費	91,769	91,769
算 市債+一般財源	30,498	30,498

方針に関する決裁 種別()
有 () 無 ()

【事業の概要及び28年度実施内容】

地域の訪問員が生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、専門職と連携しながら児童虐待を予防します。

①子育て支援に関する情報提供
②養育者の話を聴き、育児不安の軽減を図ること
③相談機関の紹介

※なお、現在の専門職（助産師・保健師）による母子訪問は継続して実施し、ハイリスク家庭への支援を行います。

(1) 『こんにちは赤ちゃん訪問員』による家庭訪問
地域の主任児童委員、民生委員・児童委員、子育て支援者等の中から市が委嘱する『こんにちは赤ちゃん訪問員』が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、母親（養育者）が安心して育児が出来るよう支援を行います。

(2) 人材育成
『こんにちは赤ちゃん訪問員』に対し、①訪問時の基本的な対応、②子育てに関する情報、③個人情報保護等について、全体研修を行います。また、新任者を対象に研修を行います。

(3) 専任職員の配置
専任職員（事務嘱託員、アルバイト）を配置し、『こんにちは赤ちゃん訪問員』の訪問等に関する連絡・調整を行います。

<主な業務内容>
①訪問対象者の振り分け、『こんにちは赤ちゃん訪問員』と区福祉保健センター間の連絡・調整
②定期連絡会、ケース対応会議の開催（区職員、こんにちは赤ちゃん訪問員等）
③こんにちは赤ちゃん訪問員謝金の支払 など

【実績の推移・今後見込み】

	23年度実績	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度予算	28年度予算	29年度見込
訪問件数	22,159件	24,001件	26,409件	27,501件	25,229件	24,921件	24,625件
訪問員数	821人	873人	848人	897人	900人	900人	900人

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	28年度	27年度	差引	説明
家庭訪問	19,831	18,733	1,098	訪問謝金
人材育成	1,429	1,336	93	方面別研修の開催
事務嘱託員・アルバイト雇	64,260	63,814	446	事務補助アルバイトの配置（5区）
事務費	6,246	6,836	△ 590	啓発グッズ作成等
合計	91,766	90,719	1,047	

【事業スケジュール】

研修：5～6月 新任者対象、10月 全員対象
定期連絡会：各区にて、毎月1回以上実施

【事業開始年度】

平成21年1月

【根拠法令】

児童福祉法 子育て支援交付金交付要綱
こんにちは赤ちゃん訪問事業 こんにちは赤ちゃん訪問員委嘱要綱

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	親子保健係
	近藤 政代	小田 繁治	吉村 昇

(こども青少年局 -)

事業評価書

事業名	6 款 3 項 3 目 こんには赤ちゃん訪問事業	所管課	こども青少年局こども家庭課					
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] 3 <input type="checkbox"/> その他						
	目的 (事業開始の経緯)	法令等の名称 児童福祉法 厚生労働省が「生後4か月までの全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）」を創設し、次世代育成支援対策交付金の対象事業となった。また、少子化や核家族の進展などで周囲から支援を得られない中で育児を行っている家庭が増えており、マタニティブルーや産後うつが発症が多く精神的に不安定な時期に養育者（母親等）への支援を行うとともに、不適切な養育や虐待の疑いのある養育者を早期に把握し、適切な支援に結びつけることで児童虐待の予防を図ることを目的に事業を開始した。						
	事業内容	地域の主任児童委員、民生委員・児童委員、子育て支援者等の中から市が委嘱する『こんには赤ちゃん訪問員』が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、母親（養育者）が安心して育児が出来るよう支援を行います。						
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標		
		訪問件数 (件)	24,001	26,409	27,501	25,229		
		訪問率 (%)	75.9	85.9	89.3	87.4		
	予算額・執行額、事業費の推移		24年度	25年度	26年度	27年度		
		予算額	78,898千円	81,270千円	88,936千円	90,719千円		
		執行額	76,678千円	83,007千円	87,217千円	—		
		差▲引	2,220千円	△ 1,737千円	1,719千円	—		
		執行率 (%)	97%	102%	98%	—		
		人件費	一般職職員	1.5人	1.5人	1.5人	0.9人	
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	13,038千円		12,563千円	13,092千円	7,855千円			
	総事業費	89,716千円	95,570千円	100,309千円	98,574千円			
	増▲減	—	5,854千円	4,740千円	▲ 1,735千円			
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 法定事業であるため、事業実施は必要である。						
	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 子育て家庭の孤立化を防止し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供に結び付けることができる。						
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 研修内容の充実による訪問員のスキルアップや訪問時の配布物等の工夫により、訪問の質の向上が見込める。						
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 「乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）」は、児童福祉法第6条の2第4項に定められた事業であるため。						
自己評価 (Action)	自己評価	訪問員、訪問件数ともに実績が伸びており、市民に事業が定着されつつある。						
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 少子化により出生数が減少傾向となる中、達成指標である訪問数の維持向上が困難であるが、事業周知や訪問体制の強化を図り、訪問率の維持向上に努めていく必要がある。						

温暖化対策（緩和策・適応策）に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に 寄与しない	【緩和策】の分類を選択してください 分野
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に 寄与しない	【適応策】の分類を選択してください 分野
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		

（様式②-1） 平成 28 年度 事業 計画 書 （局・統括本部）

[こども青少年局 こども家庭課]

事業名
6 款 3 項 3 目
妊娠・出産サポート事業

特記事項	
中期計画-戦略	
中期計画-基本政策	○
新規拡充	

戦略番号	
戦略番号	

基本政策 施策番号	3
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	
基本政策 施策番号	

（単位：千円）

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
28年度	36,334	12,422					23,912
補助事業 単独事業		補助率 %					
27年度	35,762	7,630					28,132
増△減	572	4,792	0	0	0	0	△ 4,220

歳出	24年度	25年度	26年度
予 事業費	—	5,330	10,660
算 市債＋一般財源	—	5,330	8,335
決 事業費	—	10,536	25,919
算 市債＋一般財源	—	10,536	20,682

歳出	29年度	30年度
予 事業費	36,334	36,334
算 市債＋一般財源	23,912	23,912

方針に関する決裁 種別 ()
有 () 無 ()

【 事業の概要及び28年度実施内容 】

- 事業目的
妊娠中から産後の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、相談体制や母子保健の充実を図ります。
- 実施内容
 - 妊娠・出産相談支援事業（にんしんSOSヨコハマ）
ア 予期せぬ妊娠等について悩みを抱える方が電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」で相談を受け付け、妊娠早期からの相談支援を充実させ、児童虐待の予防につなげます。
イ 各区福祉保健センターの助産師・保健師が相談者を適切に支援できるよう研修を実施します。
 - 産後母子ケア事業
心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、家族等から支援を受けられない者で育児支援を特に必要とする母子を対象に、母子デイケアや母子ショートステイを実施し、産後の支援を充実させ、育児不安を解消し、児童虐待の防止につなげます。
 - 産後うつ対策事業
産後のうつ病の罹患率は10～20%と高い一方、多くは軽症で適切なケアやサポートを受けることにより、良好な経過をたどります。そこで産科医療機関と行政が連携し、産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行うために、妊産婦やその家族に向けた啓発及び支援者向けの研修を行ないます。

【 実績の推移・今後見込み 】

		25年度実績	26年度実績	27年度予算	28年度見込み
妊娠・出産相談支援	電話相談件数	—	—	100	480
	メール相談件数	—	—	60	360
産後母子ケア	デイケア利用人数	23	71	87	71
	ショートステイ利用人数	66	141	147	141

【 事業費の内訳 】

（単位：千円）

	28年度	27年度	差 引	説 明
妊娠・出産相談支援	9,696	7,820	1,876	
産後母子ケア	24,845	26,942	△ 2,097	対象者数の実績による
産後うつ対策	1,793	1,000	793	啓発リーフレット作成他
合 計	36,334	35,762	572	

【 事業スケジュール 】

- 妊娠・出産相談支援事業（にんしんSOSヨコハマ） 通年実施
- 産後母子ケア事業 通年実施
- 産後うつ対策事業 通年実施

【 事業開始年度 】

- 妊娠・出産相談支援事業（にんしんSOSヨコハマ） 平成27年度
- 産後母子ケアモデル事業 平成25年度
- 産後うつ対策事業 平成27年度

【 根拠法令 】

母子保健法
妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について（平成23年7月27日厚生労働省通知）
横浜市母子ケアモデル事業実施要綱（平成25年7月3日制定）

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	親子保健係
	近藤 政代	橋本 雅子	安部 拓磨

（こども青少年局 ー ）

事業評価書

事業名		6 款 3 項 3 目 妊娠・出産サポート事業			所管課		こども青少年局こども家庭課			
事業概要 (Plan)	実施根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 法令 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱 <input checked="" type="checkbox"/> 中期計画〔戦略〕 <input type="checkbox"/> [施策] 3 <input type="checkbox"/> その他 法令等の名称 母子保健法								
	目的 (事業開始の経緯)	妊娠中から産後の不安定な時期に必要な支援が受けられ、安心して子どもを産み育てられるよう、相談体制や母子保健の充実を図ります。								
	事業内容	医療機関との連携を推進しながら、妊娠・出産にかかる相談体制の充実、産後母子ケア及び産後うつ対策を進めます。								
事業実績 (Do)	達成指標	指標名(単位)	24年度実績	25年度実績	26年度実績	27年度目標				
		産後母子ケア事業利用人数(人)		89	212	257				
	予算額・執行額、事業費の推移			24年度	25年度	26年度	27年度			
		予算額			5,330千円	10,660千円	35,762千円			
		執行額			10,536千円	25,919千円	—			
		差▲引			△ 5,206千円	△ 15,259千円	—			
		執行率(%)			198%	243%	—			
		人件費	一般職職員		1.0人	1.0人	1.6人			
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人			
			概算人件費		8,375千円	8,728千円	13,965千円			
総事業費			18,911千円	34,647千円	49,727千円					
増▲減			18,911千円	15,736千円	15,080千円					
評価の視点による点検・検証 (Check)	必要性・妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要である <input type="checkbox"/> 必要性に課題がある <input type="checkbox"/> 必要性が低い 少子化、高齢出産の増加、赤ちゃんの世話をした経験がないまま出産する者の増加がみられる中、安心して子供を産み育てられる環境の整備は急務です。また、こうした環境の整備は、虐待予防の面からも必要不可欠です。								
	有効性	<input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっている <input checked="" type="checkbox"/> 成果・効果を上げる余地がある <input type="checkbox"/> 成果・効果が上がっていない 平成25年度から産後母子ケアモデル事業を開始し、育児技術が未熟な者や育児不安が強い者に対する育児技術の習得及び育児不安の軽減に効果を上げています。平成27年度に開始した、妊娠・出産に係る相談体制の充実及び産後うつの早期発見・支援により、妊娠期及び産後の悩み並びに育児不安に寄り添った支援を充実させることで、不適切養育及び児童虐待の減少が見込まれます。								
	効率性・類似性	<input checked="" type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がある <input type="checkbox"/> 改善・見直しの余地がない 実績が浅いため、必要に応じて改善・見直しをしながら、効率的に実施していきます。								
	市民等外部意見を反映する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 妊娠・出産支援については、厚労省が強化する事業項目となっており、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告の中でも、自治体の取り組みを求められています。								
自己評価・今後の取組 (Action)	自己評価	産後母子ケア事業の利用者アンケートによると、親族等からの産後の援助を受けられず、かつ育児不安が強い対象者に対し早期に支援を行うことによる母子の健康育成及び虐待予防としての効果がみられた。								
	今後の方向性 (現状の課題と解決に向けた取組)	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止 妊娠・出産相談支援事業及び産後うつ対策事業については、実績が浅いため、必要に応じて改善・見直しをしながら、より効果的な実施方法を検討していきます。								

温暖化対策(緩和策・適応策)に関する評価			
事業の分類	【緩和策】	温室効果ガスの削減・吸収に	寄与しない
	【適応策】	気候変動による環境変化への適応に	寄与しない
	理由	地球温暖化対策と関連付けることは難しい事業です。	
実行計画との関連	27年度時点で横浜市地球温暖化対策実行計画の 対象事業ではない		